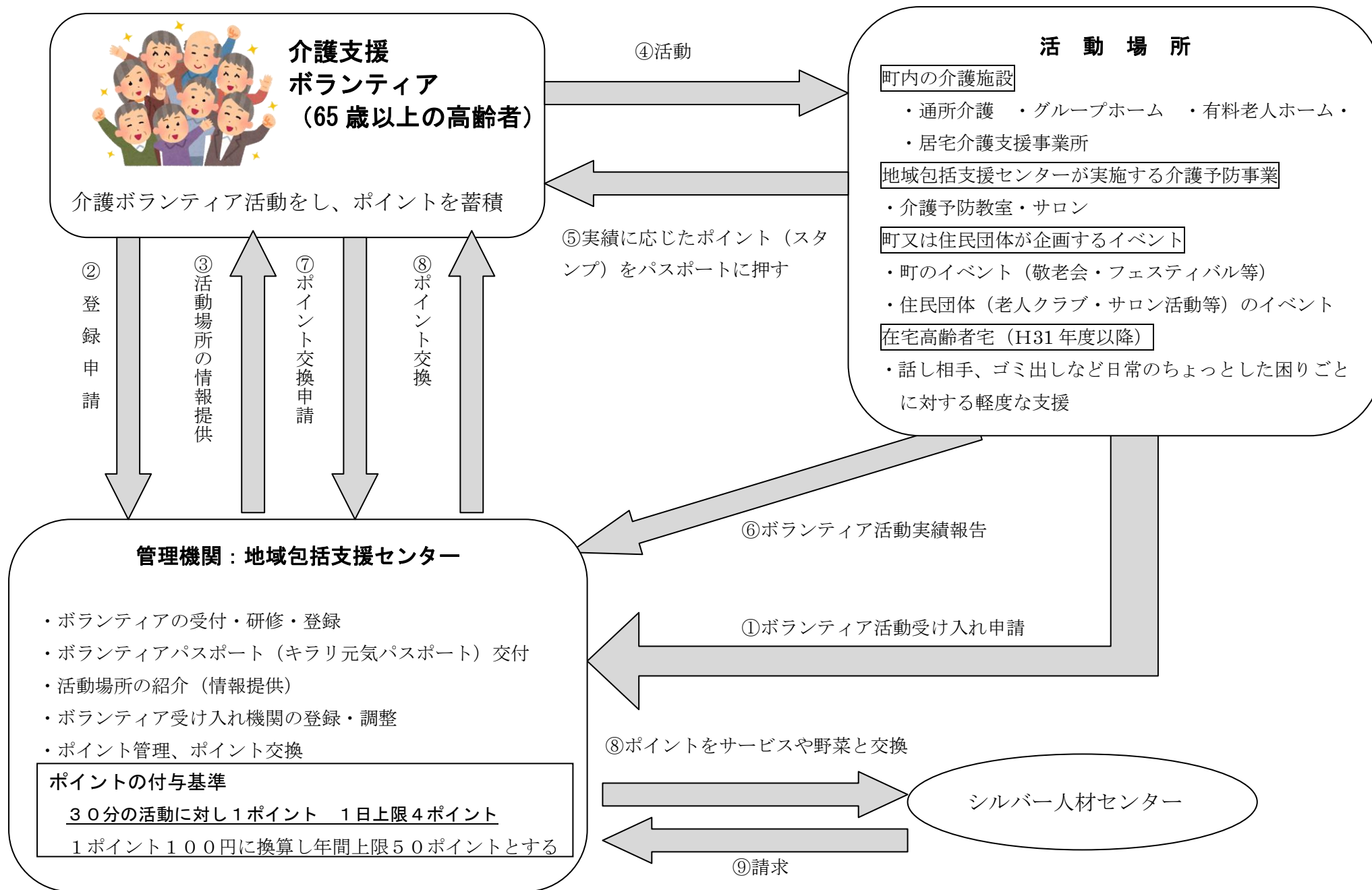


平成30年度 豊山町介護支援ボランティアポイント制度の概要（案）

資料3

活動期間 H30年8月1日～H31年2月28日、ポイント交換期間 H31年2月～3月



活動場所について（活動場所の代表者は事前に包括に受入れ申請を行う必要あり）

	活動場所の分類	活動場所	ポイントの対象となる活動
1	介護施設 (町内のみ)	通所介護事業所	芸能等の披露 行事、レクリエーション等の補助
		認知症高齢者 グループホーム	お茶出し・配膳・下膳 介護施設利用者の話し相手
		有料老人ホーム	洗濯物の整理、裁縫、草取り、清掃等の補助的な作業 その他町長が認める活動
		居宅介護支援事業所	ケアプラン作成者へのゴミ出し、布団干し、家具の移動などの軽度な生活援助 等
2	地域包括支援センターが実施する介護予防事業	地域包括支援センター又は包括が主催のサロン	活動の準備及び受付 芸能等の披露 行事、レクリエーション等の補助 等
3	町又は住民団体が企画するイベント	町のイベント (案) 敬老会、健康福祉フェスティバル	運営の補助 等 ※各課に通知し受入れ希望があるイベントを登録
		住民団体のイベント (案) 老人クラブ、サロン活動	行事、レクリエーション等の補助 芸能等の披露 お茶出し・配膳・下膳 等
4	在宅高齢者宅	65歳以上の独居又は65歳以上世帯の自宅	話し相手 趣味（囲碁・将棋等）のお付き合い ゴミ出し・庭の草取り 荷物の移動・電球の取り換え 等 ※ちょっとした困りごとへの援助 ※支援が必要な高齢者は包括に申込み、包括より近隣のボランティアに依頼する ※平成30年8月～開始はしない。介護施設や介護予防事業・イベント等のボランティア活動が定着したら実施する。 ※利用方法については他の既存生活支援サービスとの調整が必要

2. 対象者

65歳以上の方で以下のすべてに該当する方

- ・要支援・要介護認定されていない者
- ・介護保険料を滞納していない者
- ・感染症等に感染していない者
- ・入院加療が必要ではない者

3. ポイント管理について

- ・ポイント付与期間を設定し、交換事務を行う

(初年度は8月～2月までの活動に対してポイント付与し、2～3月に交換申請を受ける)

(次年度は3月～2月までの活動に対してポイント付与し、2～3月に交換申請)

- ・500ポイント毎に500円分の活動交付金を口座に振り込む。又は、ボランティアが累積したポイントをシルバー人材センターのサービス（草むしり、剪定等）又は野菜等の商品と交換をする。
- ・年間上限は5,000円とする
- ・ポイントの付与基準

30分の活動に対し1ポイント 1日上限4ポイント

※1日に2時間以上行った場合又は2ヶ所以上で行った場合についても4ポイントまで

- ・活動ポイントに対する評価ポイント及び活動交付金の基準（1P=100円）

ポイント（スタン プ）の数	付与する 評価ポイント	ポイント交換する 金額	ポイント（スタン プ）の数	付与する 評価ポイント	ポイント交換する 金額
10～14	1,000ポイント	1,000円	35～39	3,500ポイント	3,500円
15～19	1,500ポイント	1,500円	40～44	4,000ポイント	4,000円
20～24	2,000ポイント	2,000円	45～49	4,500ポイント	4,500円
25～29	2,500ポイント	2,500円	50以上	5,000ポイント	5,000円
30～34	3,000ポイント	3,000円			

4. 県内の実施状況

(1) ポイントの交換方法について

①現金

	実施期間	ポイントの付与	評価方法	換金上限
刈谷市	社会福祉協議会	30分で1スタンプ (1日4スタンプ上限)	1スタンプ=50ポイント=50円	年間5,000円
豊明市	シルバー人材センター	30分でシール1枚 (1日4枚上限)	20シール毎に1,000ポイント(1ポイント=1円)	年間5,000円
津島市	社会福祉協議会	30分で1スタンプ (1日4スタンプ上限)	10スタンプ毎に500円	年間5,000円
東郷町	社会福祉協議会	30分で1スタンプ (1日4スタンプ上限)	1スタンプ=50円 10ポイント単位で交換	年間5,000円
岩倉市	社会福祉協議会			年間5,000円
蒲郡市	シルバー人材センター	1時間1ポイント (1日上限2ポイント)	10ポイント=1,000円	年間5,000円
日進市	社会福祉協議会	1時間1ポイント (1日上限2ポイント)	10ポイント毎に1,000円	年間5,000円

②地域商品券

	実施期間	ポイントの付与	評価方法	換金上限
津島市	社会福祉協議会	30分で1スタンプ (1日4スタンプ上限)	1ポイント=1円	5,000円分の地域振興券
小牧市	協働推進課 介護保険課	・サロン 1時間あたり100ポイント ・地域ポイント(個人宅) 30分あたり100ポイント ※1日上限200ポイント	500ポイント毎に500円	年間5,000円

③その他

	実施期間	ポイントの付与	評価方法	交換する物	換金上限
長久手市	福祉施策課 社会福祉協議会	1時間の活動で1スタンプ (1日2スタンプ上限)	10スタンプ毎に2,000円	QUOカード又は図書カード	年間10,000円